業種別　入力例　提出用エクセルＢ（食品小売業者）

※　提出用エクセルＢについて、業種別の入力例のほか、入力項目に関する補足説明、しまつのこころ条例（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）に定める業種別の義務・努力義務と特に関連の深い取組項目等をお示ししています。

◎　次の要件に該当する場合は、提出用エクセルＢの提出が必要です。
・業種：食品小売業者、飲食店業者、物品小売業者（食品除く）、食品製造業・食品卸売業者
・面積要件：京都市内にチェーン店が２店舗以上あり、その延べ床面積の合計が３，０００㎡以

京都市　減量計画書等作成シートB（提出用エクセルB）

入力シート

市内に2店舗以上かつ合計 3,000㎡ 以上の延べ床面積のある指定業種の事業者向けのシートです。
この「入力シート」と「入力シート-店舗等一覧」に入力してください。
本 EXCEL ファイルをメールで提出することで、以下の書類を作成し提出したこととみなせます。(印刷は不要です)

・特定食品関連事業者減量計画書　業種により提出が必要です。
・2R取組等事業者報告書兼計画書　業種により提出が必要です。
・店舗等の一覧　**※提出が必要です。**
・様式:店頭回収　不要です
(下の「業種」等から判定して表示しています)

この入力例では、参考に各欄に対応するセル位置（セル住所）を表示しています。
（ J14 ⇒ Ｊ列の 14 行目 ）

(宛先)		京都市長
提出年月日(年/月/日)		J14 **2026/5/16**
提出者の氏名(法人にあっては名称及び代表者名)	法人名称	J15 **株式会社環境スーパーマーケット**
	代表者名	J16 **環境太郎**
提出者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	郵便番号	J17 **604-8571**
	住所	J18 **京都市中京区上本能寺前町４８８**
連絡窓口担当者	所属部署名	J19 **総務課**
	氏名	J20 **環境絵子**
	住所(主たる事務所の所在地と異なる場合に記載)	J21
	電話番号	J22 **075-222-3946**
	FAX 番号	J23 **075-213-0453**
	e-mail(代表メールアドレス)	J24 **gomigenryo@city.kyoto.lg.jp**

令和８年８月３１日までに提出してください。（令和９年度以降は、６月３０日が提出期限となります。）

フランチャイズチェーン店の場合
○　チェーン最上位で、事業を統括する部門（本部）が置かれている事業者名で提出してください。
○　フランチャイズ契約等に基づく商号使用権に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。
○　報告書の記入内容等について、本市職員が担当者の方に問合せをすることがありますので、報告書の作成を実際に担当される方の氏名、連絡先を入力してください。

担当者変更時にメールが届かなくなることを避けるため、代表メールアドレス（担当部署の組織メールアドレス等）を入力してください。なお、代表メールアドレスがない場合は、その限りではございません。

1/4【計画の年度、建築物及び廃棄物管理に係る基本情報】

計画の年度		J28 **2026**
名称(屋号等)		J29 **スーパーＫＡＮＫＹＯ**
業種	主たる業種分類	J30 **小売業**
	主たる業種分類の詳細	J31 **食料品スーパーマーケット**

京都市内に複数の屋号の店舗がある場合は、代表的な屋号（最も店舗数が多いもの等）を１つ入力してください。

2/4【前年度の廃棄物の発生量等の実績】

1 事業系一般廃棄物の発生量等の実績

4月～3月の実績		発生量 トン (A+B)	再生利用量 トン (A)	廃棄量 トン (B)	量の把握方法※6	処理方法 再生利用の方法等※7 主な再生利用の方法	主な処理施設等
燃やすごみ※1		7.23		I40 7.23	K40 1		
再生利用可能なもの※5	ダンボール	162.37	G41 162.37	I41 0.00	K41 3	L41 紙製品（ＯＡ用紙・ダンボール等）	P41 古紙卸売業者・問屋
	その他古紙※2	0.92	G42 0.92	I42 0.00	K42 3	L42 紙製品（ＯＡ用紙・ダンボール等）	P42 古紙卸売業者・問屋
	その他雑がみ※3	3.80	G43 3.80	I43 0.00	K43 3	L43 その他	P43 その他
	生ごみ※4	82.24	G44 34.86	I44 47.38	K44 5	L44 肥料化	P44 京都有機質資源（エコの森京都）
	B45		G45	I45	K45	L45	P45
	B45		G46	I46	K46	L46	P46
合計		256.56	201.95	54.61	再生利用率(A／(A+B))(%)		78.7

注　小数点以下第2位（小数第3位を四捨五入）まで入力してください。

再生利用実績がある場合は、主な再生利用の方法、主な処理施設等を選択してください。（資源物回収業者等に御確認をお願いいたします。）なお、資源物回収業者等に確認したが不明の場合は、「その他」を選択してください。

再生利用量、廃棄量がない場合は、「０」を入力してください。

2 産業廃棄物（20種類）のうち以下のものの発生量等の実績

4月～3月の実績	発生量 トン (A+B)	再生利用量※8 トン (A)	廃棄量※8 トン (B)	量の把握方法※6
缶	0.50	I54 0.50	M54 0.00	Q54 3
びん	0.10	I55 0.10	M55 0.00	Q55 3
ペットボトル	0.62	I56 0.62	M56 0.00	Q56 3
プラスチック類（ビニール、弁当ガラ等）	17.24	I57 17.24	M57 0.00	Q57 3
廃食用油	4.60	I58 4.60	M58 0.00	Q58 3
合計	23.06	23.06	0.00	

注　小数点以下第2位（小数第3位を四捨五入）まで入力してください。

【備考】その他、記載することがあれば、入力してください。

A63 発生量は、閉店した2店舗（869 ㎡）分を含む。

・計画書等を作成する年度の４月１日現在で既に閉店している店舗（店舗等一覧に記載しない店舗）からの発生量を含む場合は、閉店した店舗数と、それらの店舗の延べ床面積の合計を入力してください。
・上記で発生はあるものの分別未実施の品目や、発生量が不明である品目があれば、理由等を入力してください。

3/4【今年度における廃棄物の種類及び一般廃棄物の発生量の見込み】　2025 年度

廃棄物の種類(今年度発生するものに「○」)	一般廃棄物	燃やすごみ※1					S66 ○	
		再生利用可能なもの	① ダンボール	K67 ○	② その他古紙※2	O67 ○	③ その他雑がみ※3	S67 ○
			④ 生ごみ※4	K68 ○	⑤その他再生利用しているもの	O68		
	産業廃棄物のうち次のもの		❶缶	K69 ○	❷びん	O69 ○	❸ペットボトル	S69 ○
			❹プラスチックごみ(ビニール、弁当がらなど)			O70 ○	❺廃食用油	S70 ○
今年度の一般廃棄物の発生量の見込み等	発生量の見込み (A+B)		再生利用量の見込み (A)		廃棄量の見込み (B)		再生利用率の見込み (A/(A+B))	
	257.00 トン		H72 202.00 トン		L72 55.00 トン		78.6 %	

4/4【廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画】

各項目の前年度実績及び今年度計画について、選択肢の中から適するものを選んでください。

区分等			実施状況(実績及び計画) 具体的な取組	実績	計画
区分1 基本的対策	共通	(1)	再生利用可能な紙※の分別 (※新聞、雑誌、ダンボール、OA 用紙、機密書類、シュレッダー紙、その他雑がみ)	R79 S	S79 ○
		(2)	生ごみの分別	R80 A	S80 ○
		(3)	プラスチック類(ペットボトルを除く)の分別	R81 B	S81 ○
		(4)	缶・びん・ペットボトルなど、その他の分別	R82 A	S82 ○
		(5)	ごみ箱、ごみ保管場所での分かりやすい分別表示	R83 C	S83 ◎
		(6)	部署やテナント別の分別状況の把握(袋への部署名の記載など)	R84 D	S84 ◎
		(7)	事業所から出るごみの種類・量の把握	R85 A	S85 ○
		(8)	ごみ減量・リサイクル率などの目標設定	R86 A	S86 ◎
区分2 事業所内(従業員スペース)での対策	共通	(1)	従業員スペースでの適切な分別ごみ箱の設置(個人用のごみ箱を置かないなど)	R87 S	S87 ○
		(2)	OA用紙の使用量(購入量)の把握と削減目標の設定	R88 S	S88 ○
		(3)	ペーパーレス化、両面印刷、裏紙利用などの推進	R89 S	S89 ○
		(4)	従業員のマイボトル・マイカップ利用の推進(ウォーターサーバーの設置など)	R90 S	S90 ○

・実績は、報告対象となる店舗のうち、だいたいどれくらいの割合の店舗（Ｓ＝ほぼ全店、Ａ＝８割程度以上、Ｂ＝半分程度以上、Ｃ＝半分程度未満）でできているかを目安に選択してください。

・「指針・事例集」の該当各ページで取組事例を紹介していますので、ぜひ参照してください。

【参照】ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集　～全業種向け指針・事例ページ～
区分１　基本的対策（P. 8）
区分２　事業所内（従業員スペース）での対策（P. 9、P. 10）
区分３　施設（店舗等）の利用者や地域に向けた取組（P. 11）
区分４　施設（店舗等）の利用者や地域に向けた取組（P. 11）

【参照】ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集　～小売業向け指針・事例ページ～
区分５　食品ロス対策（P. 13）
区分６　生ごみ対策（P. 13）
区分７　プラスチック削減対策（P. 14、P. 15）
環境配慮の呼び掛け（P. 15、P. 16）
資源循環の推進（P. 16）

計画は、実績と比べて、どのようにする予定か、見込みかを入力してください。

入力例
実績が「Ｓ」（徹底して実施）」～「Ｃ」（一部実施）」の場合
・取組の強化を予定している場合　→　「◎」（強化・新たに実施）
・同様に実施する場合　→　「○」（同様に実施）
・一部休止や廃止をする場合　→　「△」（一部休止・一部廃止）
・取組全体を休止・廃止するなど実施予定が全くない場合　→「×」（休止・廃止・未実施）
を入力してください。

入力例
実績が「Ｄ」（未実施）の場合
・新たに取組を開始する場合　→　「◎」（強化・新たに実施）
・引き続き、実施予定がない場合　→　「×」（休止・廃止・未実施）
を入力してください。

		(5)	リサイクル素材を使った文具・物品の積極的な利用	R91 D	S91 ○
		(6)	納品業者等に対する包装材の簡素化や通い箱の使用依頼	R92 A	S92 ◎
		(7)	廃棄予定物品の情報を事業所内で共有し、必要な部署等で再使用	R93 D	S93 ×
		(8)	ごみ減量・資源循環についての従業員教育の実施（研修、朝礼等での事業所内の分別ルールの周知、ごみ減量等の目標値の周知、マイバッグの持参等のごみの減量行動の呼び掛けなど）	R94 A	S94 ○
区分3　周辺清掃活動等の実施（S＝週１回以上、A＝月1回以上、B＝年２回以上、C＝年1回以上、D＝実施なし）	共通	(1)	施設周辺の清掃活動の実施	R95 S	S95 ○
		(2)	地域のごみ減量活動への参加・貢献（フードバンクへの食料品の寄付、環境学習会の開催など含む）	R96 A	S96 ○
区分4　施設の利用者（利用客など）が排出するごみの分別徹底等	共通	(1)	利用者（利用客など）に向けたごみ減量、分別・リサイクルの周知・啓発の実施	R97 S	S97 ○
		(2)	施設内の利用者（利用客など）向けの分別ごみ箱の設置（プラスチック類、紙、缶・びん・ペットボトルなど）	R98 －	S98 －
		(3)	利用者（利用客など）が排出したごみを含めた施設内の分別徹底（従業員による再分別など）	R99 －	S99 －
区分5　食品ロス対策	共通	(1)	デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化	R100 S	S100 ○
		(2)	売れ残り商品のアプリなどを通じた販売	R101 D	S101 ◎
		(3)	売れ残り食料品や端材等を活用した商品（総菜など）やメニューの提供	R102 A	S102 ○
		(4)	売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供	R103 S	S103 ○
	飲食業等	(5)	量の選択が可能なメニューの提供と利用客への周知	R104 －	S104 －
		(6)	「食べキリ」の呼び掛け（声掛けやポスター掲示など）	R105 －	S105 －
		(7)	材料表示や注文時の確認を通じたアレルギー・好き嫌い等への対応	R106 －	S106 －
		(8)	食べ残しの持ち帰りへの対応と利用客への周知	R107 －	S107 －
	小売業	(9)	売場での「てまえどり」を呼び掛ける表示	R108 S	S108 ○
		(10)	賞味期限・消費期限間近の食料品の値引き販売	R109 S	S109 ○
		(11)	ニーズに合わせた量での販売（量り売り・ばら売り・小分け商品など）	R110 S	S110 ○

【実施義務】ごみの分別を促す呼び掛け等（条例第 11 条第 1 項第 1 号）関連

利用客が排出するごみの減量、分別・リサイクルを促進するための取組です。

取組例：京都市作成ステッカーの掲示（ごみ減量や分別を呼び掛けるもの）
店内放送やポスター掲示による呼び掛け
店頭回収場所、回収品目等の案内

※イートインスペースや休憩コーナーがあるなど、施設内に分別ごみ箱を設置している場合は、その分別ごみ箱への適正な排出を呼び掛ける取組なども含みます。

イートインスペースや休憩コーナーなど、店舗内で利用者がごみを排出する状況がある場合に、(2)では分別ごみ箱の設置について、(3)では分別ごみ箱内のごみを店舗から排出する際の再分別について、実施状況及び計画を入力してください。（店舗内で利用客がごみを排出する機会がない場合は、「－」（該当なし）のままで結構です。）

【努力義務】食品ロスの発生を抑制する取組（条例第 12 条第 3 項第 1 号）関連

食品の販売に伴う食品ロスの削減に向けた販売方法の実践と、そのＰＲの取組です。

(1)販売実績や天気予報などのデータやＡＩによる需要予測などを基にした発注量の調整・最適化の実施状況について、実績及び計画を入力してください。
※「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」に取組事例を掲載
・「AI×お客様との協働で食品廃棄率 0.4%を実現」（P.13）

(2)売れ残り商品のアプリ販売について、実績及び計画を入力してください。
取組例：ＴＡＢＥＴＥなどのフードシェアリングサービスを活用した販売
アプリ会員向けに値引き販売　など
※「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」に取組事例を掲載
・「お得なメニューやアプリで売り切り、「廃棄ゼロ」に」（P.19）

【努力義務】食品ロスの発生を抑制する取組（条例第 12 条第 3 項第 1 号）関連

食品の販売に伴う食品ロスの削減に向けた販売方法の実践と、そのＰＲの取組です。

取組例：京都市等が作成した「てまえどり」ステッカーの売り場での表示
食品（ナッツ類、お菓子）の量り売り（スーパー、雑貨店）
焼酎の量り売り（酒屋）
世帯構成に応した選択ができるよう、量が異なる同一商品を陳列　など

区分6　生ごみ減量･リサイクルの取組		共通	(1)	生ごみの「水キリ」の徹底、乾燥などによる減量	R111 S	S111 ○
			(2)	生ごみのリサイクル（処理機による自己処理や業者委託による飼料化、堆肥化など）	R112 C	S112 ◎
			(3)	事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物･食料品等の販売（食品リサイクルループの構築）	R113 D	S113 ×
区分7 プラスチック対策関連（施設の利用者向けの取組）	全般	共通	(1)	使い捨てプラスチックの削減目標の設定	R114 A	S114 ○
	使い捨てカトラリー類等の削減	共通	(1)	使い捨てカトラリー類の素材変更（間伐材、紙素材など）	R115 S	S115 ○
			(2)	使い捨てカトラリー類の要否確認（必要分のみ取る仕組みなど含む）	R116 S	S116 ○
		飲食業等	(3)	使い捨てカトラリー類の不使用	R117 －	S117 －
			(4)	使い捨てカトラリー類の分別･リサイクル	R118 －	S118 －
			(5)	店内飲食での使い捨て食器の不使用	R119 －	S119 －
		小売業	(6)	使い捨てカトラリー類の有料化	R120 D	S120 ○
	マイボトルの利用促進	共通	(1)	マイボトルへの飲料提供（ウォーターサーバーの設置、マイボトル持参者への飲料の販売など）	R121 D	S121 ×
			(2)	マイボトル利用者への特典の設定（ポイント付与など）	R122 D	S122 ×
		小売業	(3)	マイボトル売場での給水スポットマップ等の紹介	R123 D	S123 ×
	レジ袋等の削減	小売業	(1)	レジ袋･特定レジ袋の廃止（紙袋への移行など）	R124 D	S124 ○
			(2)	レジ袋･特定レジ袋の要否･枚数の確認	R125 S	S125 ○
			(3)	特定レジ袋への移行	R126 S	S126 ○
			(4)	レジ袋･特定レジ袋の有料化	R127 S	S127 ○
	容器包装類の削減	小売業	(1)	量り売り･ばら売り･はだか売りコーナーの設置	R128 S	S128 ○
			(2)	ノントレイ包装やプラスチックのふたの削減（ラップ包装）などの取組	R129 B	S129 ◎
			(3)	サッカー台等のポリ袋の削減（適量使用を呼び掛ける表示など）	R130 A	S130 ◎
			(4)	容器類の素材変更（バイオマスプラスチックや紙など）	R131 A	S131 ○
			(5)	詰め替え用商品や簡易包装商品への特典の設定（ポイント付与など）	R132 D	S132 ×

生ごみの発生がある場合は、実施状況及び計画を入力してください。

【努力義務】使い捨てカトラリー類の使用抑制等（条例第 12 条第 3 項第 3 号）関連
食品の販売に伴う使い捨てのカトラリー類（スプーン、フォークなど）の提供を抑える取組です。

【努力義務】マイボトル等への飲料提供等（条例第 12 条第 3 項第 2 号）関連
マイボトル利用可能なウォーターサーバーの設置、マイボトルの利用促進につながる情報発信など、マイボトル利用の促進に関する取組です。
取組例：専用ボトルでの無料給水サービス（スーパー、ドラッグストア）　など
なお、飲料のみの販売・提供や、水筒・タンブラー等の販売がない場合は、「－」（該当なし）のままで結構です。

【努力義務】レジ袋・特定レジ袋の使用の抑制（条例第 11 条第 2 項第 3 号）関連
特定レジ袋とは、環境に配慮した旨の表示がある３種類のレジ袋のことです。
・バイオマスプラスチックの配合率２５％以上の買物袋
・海洋生分解性プラスチックの配合率１００％の買物袋
・繰り返し使用が可能な厚手（厚さ５０マイクロメトル以上）の買物袋
なお紙袋を含め、商品持帰り用の袋の提供がない場合は、「－」（該当なし）のままで結構です。

【実施義務】レジ袋・特定レジ袋の要否及び必要枚数の確認（条例第 11 条第 1 項第 3 号）関連
レジ袋・特定レジ袋を使用されていない場合は「－」（該当なし）のままで結構です。

【実施義務】レジ袋の有料化又は特定レジ袋への移行（条例第 11 条第 1 項第 2 号）関連
レジ袋・特定レジ袋を使用されていない場合は「－」（該当なし）のままで結構です。

【努力義務】特定レジ袋の有料化（条例第 11 条第 2 項第 2 号）関連
【努力義務】レジ袋・特定レジ袋の使用の抑制（条例第 11 条第 2 項第 3 号）関連
レジ袋・特定レジ袋を使用されていない場合は「－」（該当なし）のままで結構です。

【努力義務】容器包装の少ない商品の販売などの取組（条例第 11 条第 2 項第 1 号）関連
ごみになるものが少ない販売方法の実践と、そのＰＲの取組です。
取組例：洗剤の量り売り（ドラッグストア、雑貨店）　など

			(6)	マイ容器への量り売り販売	R133 D	S133 ×
			(7)	リユース容器の導入と、その回収・再使用の実施	R134 D	S134 ×
	環境配慮の呼び掛け	小売業	(1)	ごみの少ない買い物行動・商品選択などの呼び掛け（店内放送やポスター掲示など）	R135 S	S135 ○
			(2)	ごみの少ない商品・環境配慮商品の販売コーナーの設置	R136 A	S136 ○
			(3)	適正な分別・排出に関する売場表示（商品売場での充電式家電製品の適正排出に関する啓発、回収場所の案内など）	R137 D	S137 ×
	資源循環の推進	小売業	(1)	店頭回収の実施（ペットボトル、食品トレイ、電池類など）	R138 S	S138 ◎
			(2)	不用品の下取り・リサイクルなどの実施	R139 D	S139 ×
			(3)	リサイクル素材を使った商品の積極的な販売	R140 A	S140 ○
			(4)	リユース品・リメイク品の販売	R141 D	S141 ×
			(5)	修理の実施・推進	R142 D	S142 ×
			(6)	フードドライブの実施	R143 D	S143 ×
			(7)	店頭で回収した資源物を使った商品の販売（牛乳パック由来のトイレットペーパーなど）	R144 A	S144 ○

【努力義務】容器包装の少ない商品の販売などの取組（条例第 11 条第 2 項第 1 号）関連
ごみになるものが少ない販売方法の実践と、そのＰＲの取組です。

【実施義務】ごみの少ない買い物行動や商品選択などの呼び掛け（条例第 11 条第 1 項第 1 号）関連
利用客に対し、ごみの少ない買い物行動（マイバッグの持参など）や、ごみの少ない商品（簡易包装の商品、詰め替え商品等）の選択を促進するための取組です。

【実施義務】ごみの分別を促す呼び掛け等（条例第 11 条第 1 項第 1 号）関連
売場でＰＯＰ等を用いて、商品がごみになった際の排出方法等を利用客に案内する取組です。
取組例：ハンディ扇風機、モバイルバッテリーの売場に廃棄方法の案内（コンビニエンスストア、ドラッグストア、均一価格店、ホームセンター、雑貨店）　など
※条例第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、区分４の⑴、区分７の「環境配慮の呼び掛け」の⑴～⑶のうち、少なくとも１つ実施する必要があります。

【努力義務】店頭回収など資源物の分別（条例第 11 条第 2 項第 4 号）関連
店頭回収などによって資源物の分別・リサイクルを進める取組です。

【備考】その他の取組、積極的に取り組んでいることなど

A146
・サッカー台に、ポリ袋削減のステッカーを貼り、適正使用を呼びかける。
・アルミ付き紙パック、透明容器のフタを回収品目に追加した（令和８年２月から）。

新たな取組や独自の取組など補足情報があれば、備考に記入してください。
（例：店頭回収の品目の追加（食品トレイ、ペットボトル、アルミ付き紙パック等の新規回収）、
量り売りの専用機器の導入、はだか売りコーナーの拡大　など）

注1 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。
注2 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。
注3 「特定レジ袋」とは、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるものをいいます。

■レジ袋辞退率（%）【小売業のみ】

レジ袋辞退率（%）	J153	**87.4**

レジ袋の辞退率（レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合）は、実測（以下①の方法）を基本としますが、独自の算出方法を定めている場合は、その方法で計上していただくことも可能です。なお、独自の算出方法の定めがない場合は、概算（以下②の方法）により計上いただくことも可能です。
①（１－年間のレジ袋譲渡（有償無償問わず）枚数÷年間の購入客数）×１００
②（１－前年度３月のレジ袋使用枚数÷同月の購入客数）×１００
※　算出結果がマイナスになる場合は「０%」と入力してください。

資源物の店頭回収実施状況　＜店頭回収を実施している小売業者＞

回収品目	年間回収量※1		備考※2
トレイ	I159 **15.8**	kg	O159
紙パック	I160	kg	O160
びん	I161	kg	O161
缶（アルミ、スチール）	I162	kg	O162
ペットボトル	I163 **23.4**	kg	O163

卵パック		I164		kg	O164
透明プラスチック容器		I165	**1.4**	kg	O165
古紙類		I166		kg	O166
古着類		I167		kg	O167
その他 (空欄に品目を入力してください)	D168 **アルミ付き紙パック**	I168	**1.8**	kg	O168
	D169	I169		kg	O169
	D170	I170		kg	O170
	D171	I171		kg	O171

※1　京都市内の店舗で回収した分について入力してください。近畿圏など、より広いエリアでの回収量のみ把握している場合は、市内店舗分を按分した数値を入力してください。

※2　容積(○○Lの袋○○個分など)や個数のみ把握している場合は、備考欄に把握している容積や個数を入力してください。

店舗等の一覧　作成シート（入力用）

名称(屋号等)	**スーパーＫＡＮＫＹＯ**
主たる業種	**食料品スーパーマーケット**
床面積合計	**3,810.00 ㎡**
店舗数	**4**
1,000 ㎡以上の店舗数	**2**

店舗等の名称※1	郵便番号	行政区	所在地(行政区以降)	入居施設等名※2	床面積(㎡)※3	備考※4
A11 **ス―パーＫＡＮＫＹＯ中京店**	B11 **604-8571**	C11 **中京区**	D11 **上本能寺前町４８８**	E11 **環境モール**	F11 **800.00 ㎡**	G11 **1 階**
A12 **ス―パーＫＡＮＫＹＯ右京店**	B12 **615-0056**	C12 **右京区**	D12 **西院西貝川町５７－１**	E12 **京都南駅ビル**	F12 **1,450.00 ㎡**	G12 **地下 1 階**
A13 **ス―パーＫＡＮＫＹＯ左京店**	B13 **606-8103**	C13 **左京区**	D13 **高野西開町３４－３**	E13	F13 **1,080.00 ㎡**	G13 **2025.10.1 開店**
A14 **ス―パーＫＡＮＫＹＯ南店**	B14 **601-8444**	C14 **南区**	D14 **西九条森本町５０**	E14	F14 **480.00 ㎡**	G14 **2025.12.3 開店**

（以下省略）

入力シート－店舗等一覧

計画書等を作成する年度の４月１日現在の京都市内の全ての店舗を入力してください。
1 店舗の延床面積が 500 ㎡未満の店舗も対象です。

テナント入居の施設・ビル名は所在地に入力せず、入居施設等名に入力してください。

入居施設の階層や前年度に新規開店した店舗の開店時期を入力する場合は、備考に入力してください。

郵便番号はハイフンを入力してください。

屋号と店舗名を入力してください。